

(目的)

第1条 この要綱は、三木市におけるロードミラーの設置及び維持管理について必要な事項を定め、市民の交通事故防止対策を図ることを目的とする。

(設置基準)

第2条 市が設置するロードミラーの設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 交差点の左右の見通しがきかず、安全に発進できない場合
- (2) 道路がカーブしているなど前方の見通しがきかず、安全通行ができない場合
- (3) 通行車両及び歩行者の妨げにならない設置場所があること。
- (4) 一般公共の用に供する道路であって、特定の個人又は事業所の出入りの道路又は通路でないこと。

(設置要望の申出)

第3条 市は、自治会の区長等(以下「区長等」という。)の要望によりロードミラーの設置を行うものとする。

2 区長等は、前項の規定に基づきロードミラーの設置を要望しようとするときは、ロードミラー設置要望申出書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

(設置)

第4条 市長は、前条第2項の規定に基づくロードミラー設置要望申出書が提出されたときは、速やかに現地調査の上、設置の可否を決定し、区長等に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により設置を可と決定した場合は、予算の範囲内において、できるだけ速やかに設置するよう努めるものとする。

(移設)

第5条 ロードミラーの移設は、土地の使用承諾を得て設置しているロードミラーについて、その土地所有者等から移設の申出があった場合とする。

(撤去)

第6条 ロードミラーの撤去は、道路改良等により第2条に定める設置基準に適合しなくなった場合とする。

(維持管理)

第7条 市長は、設置したロードミラーについて、随時パトロール等を行い、適正管理に努めるものとする。

2 市長は、維持管理を行うためのロードミラー管理台帳を整備し、所管課に備え付けるものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項については、別に市長が定める。

2 この要綱は、市民生活部生活安全課において所管し、処理する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年4月1日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月31日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式(第3条関係)

※ 受付日 年 月 日

決 裁	担当者	係 長	副課長	課 長	部 長

ロードミラー設置要望申出書

年 月 日

様

住所(自治会名) _____

役 職 名 _____

申 出 者 氏 名 _____ 印

印 (—)

要 望 場 所	三木市						
土地所有者等	国・県・市道路敷地、里道・水路等国有敷地、民有地、その他						
設 置 区 分	①一面鏡 ②二面鏡						
要 望 理 由	要望場所略図						
.....							
.....							
.....							
.....							
.....							
※ 現地調査結果(要 ・ 不要)	現 地 調 査 日	年 月 日					
.....	建 柱 用 地						
.....	土地使用承諾書	要 ・ 不要					
.....	土地所有者氏名						
.....	現地立会い日	年 月 日					
調査結果決裁日	年 月 日	決 裁	担当者	係 長	副課長	課 長	部 長
申出者回答年月日	年 月 日						
工事施工同年月日	年 月 日						
工事完了年月日	年 月 日						

- 注意事項
- 1 要望理由及び略図は判り易く、具体的に記入してください。
- 2 設置場所が民有地等の場合、所有者等の土地使用承諾書が必要です。
- 3 ※印の欄は記入しないでください。